

みえの河川



伊勢神宮内宮 初穂曳
(五十鈴川：伊勢市)



工場夜景
(三滝川：四日市市)



香肌峡
(櫛田川：松阪市)



赤目四十八滝
(滝川：名張市)



奇跡の清流 銚子川ブルー
(銚子川：紀北町)



三重県 県土整備部 河川課



はじめに



三重県県土整備部 公式キャラクター
「ちどりん」

川は山と海、地域と地域を結び、豊かな恵みを人々にもたらし、文化を育み、産業を支えるとともに、人々や都市に潤いを与えてくれる存在です。三重県も古くから川とともに歴史がつくられてきました。しかし、川はさまざまな恵みをもたらす反面、洪水などにより大きな被害をもたらす存在でもあります。

このような中、三重県では治水施設の整備や河川情報の提供など、地域の安心・安全を確保するための事業を進めるとともに、地域に潤いをもたらすため、地域づくりの一助として河川事業を進めています。

三重県では、「強じんて多様な魅力あふれる『美し国』」の実現を基本理念に掲げ、流域治水をはじめとする様々な取組を加速させることで、県民の皆さんが未来に希望を持ち、幸福を感じながら、元気に、かつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な三重県の実現をめざしています。

本冊子を通じて、河川事業に対する御理解と御協力をいただければ幸いです。



伊勢神宮内宮 宇治橋
(五十鈴川：伊勢市)



JR 名松線 家城ライン
(雲出川：津市)



瀬峡
(北山川：熊野市)



関宿納涼花火大会
(鈴鹿川：亀山市)



香落溪
(青蓮寺川：名張市)

編集担当

表紙（伊勢神宮内宮 初穂曳）写真提供：伊勢志摩観光ナビ

表紙（上記以外）、p.1 写真提供：三重フォトギャラリー

目次



三重のあらまし

沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
気象・地質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
三重県へのアクセス・・・・・・・・・・・・・・	6

三重の河川

三重県内の主要河川・・・・・・・・・・・・・・	7
三重県内の河川数と延長・・・・・・・・・・・・	8
三重の河川と環境・・・・・・・・・・・・・・	9

三重の水害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

流域治水、流域治水プロジェクト・・・・・・・・・・・・ 13

特定都市河川・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

河川整備基本方針・河川整備計画・・・・・・・・・・・・ 16

三重の河川事業

河川改修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20

河川の整備率と事業費の推移・・・・・・・・・・・・・・ 21

三重のダム

三重県内のダム・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
ダムの目的、ダムの諸元・・・・・・・・・・・・	24
ダムの洪水調節、事前放流・・・・・・・・・・・・	25
三重県の管理ダム、三重のダム事業・・・・・・・・	26

三重のソフト対策

雨量・水位情報の提供、	
危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ・・・・・・・・	27
氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の設定及び通知・・・・・・・・	28
川の防災情報、水門等遠隔監視制御システム・・・・・・・・	29
洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ・・・・・・・・	30
防災みえ.jp・みえ防災ナビ、浸水ナビ・・・・・・・・	31

私たちもできる流域治水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

インフラツーリズム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

県土整備部の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

関連用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

国土交通省管理河川（直轄区間）の景色・・・・・・・・ 40

三重のあらし

沿革

本県は、大和朝廷が勢力を各地方に確立していくなかで早くから開けたところであり、伊勢国、伊賀国、志摩国の三国と紀伊の国の一部から構成されていました。

明治4年の廃藩置県によって旧藩が県となり、同年の再編成により、安濃津県と度会県に統合されました。翌明治5年に安濃津県が三重県に改称され、明治9年に三重、度会の2県が統合され、現在の三重県が誕生しました。

現在の三重県は、総面積 5,774.5km²（令和6年）人口は約 173 万人（令和5年10月1日現在）であり、29 の市町によって構成されています。北勢地域に約 48%、中南勢・伊賀地域に約 35%、伊勢志摩地域に約 13%、東紀州地域に約 4%の人口比率となっており、県北中部に人口が集中しています。

※令和7年刊三重県統計書

県庁所在地：津市広明町

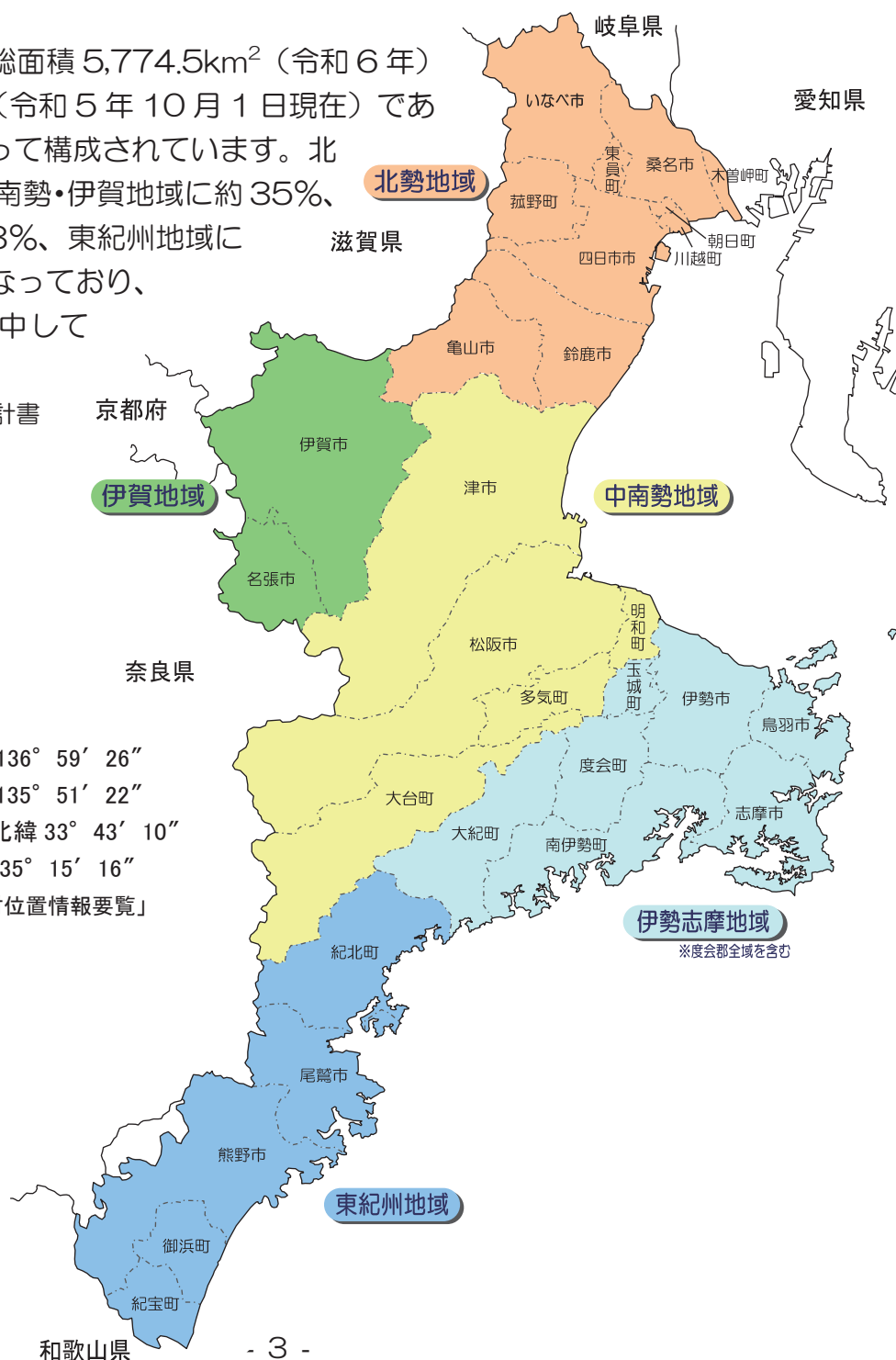
東端：鳥羽市神島 東経 136° 59' 26"

西端：熊野市 東経 135° 51' 22"

南端：南牟婁郡紀宝町 北緯 33° 43' 10"

北端：いなべ市 北緯 35° 15' 16"

※国土地理院「市区町村位置情報要覧」



地 勢

三重県は南北に長く、西部は鈴鹿山脈、布引山地、台高山地等の海拔 1,000m 級の山々が連なり、上野盆地がこれより西側の笠置山地に囲まれています。東部は伊勢湾及び熊野灘に接しています。河川の流れは地形により大きく 3 つに分かれ、伊勢湾沿いは東に、熊野灘沿いは南東に、上野盆地周辺は西に流れ大阪湾にそそいでいます。

伊勢湾岸の海岸地形は直線状で単調であるのに対し、熊野灘沿岸は複雑なりアス式海岸を形成し、県内の海岸線延長は 1,088km となっています。木曽川・長良川・揖斐川の下流域には、愛知県と岐阜県にまたがって日本最大のゼロメートル地帯が広がっています。伊勢湾岸の雲出川・宮川・五十鈴川等は三角州を形成しています。宮川の源流域である大杉谷は、吉野熊野国立公園内にある溪谷で、国の天然記念物（天然保護区域）に指定されており、黒部峡谷、清津溪谷とともに日本三大溪谷、日本の秘境百選の一つにあげられています。

伊勢湾沿いに形成されている伊勢平野には人口・資産が集中しており、JR や近鉄などの鉄道や国道 1 号、23 号などの幹線道路が縦貫していることから、東西方向に流れる河川を渡る重要な橋梁が多く、河川整備による橋梁改築を行う際には、大きなネック点となっています。

熊野灘沿いでは、沖合からの高い波浪により、河口部に砂利が堆積し河口が閉塞することで、洪水の流下の支障となり、河川水位が上昇し、堤防からの越水や長時間にわたる浸水が生じることがあります。



背景出典：Map-It マップイット 地図素材サイト



気 象 ・ 地 質

三重県の中央部を流れる櫛田川に沿って中央構造線が通っています。松阪市では大規模な露頭が見つかり、「月出の中央構造線」として国の天然記念物に指定されています。この中央構造線を境として、県内の地質は県北部と県南部に大きく二分されています。

三重県は南北の長さは約 180km 東西の幅は 10～80km と、非常に細長い形をしているため、気象条件も多彩なものとなっています。また、潮岬からの台風の直撃を受ける事が多く、「台風銀座」と呼ばれることもあります。

冬期、鈴鹿山脈の山頂部では、多い時には2mをこえる積雪となることもあります。伊勢平野の年平均気温は全般に約 16℃前後、年平均降水量は約 1,600mm で一般に温和な気候です。盆地である伊賀地方1月の平均気温は 3℃で、県内では最も寒さの厳しい地域です。一方で、夏の暑さは場所によっては 40℃を超えた記録もあり、気温の年変化や日変化が大きく、典型的な内陸盆地気候です。年降水量の平年値は約 1,400mm と県内で最も雨の少ない地域です。熊野灘沿岸は県下では最も温暖で、雨の多い地域となっています。特に、尾鷲から大台ヶ原山系一帯は我が国屈指の多雨地帯として知られ、尾鷲の年降水量の平年値は約 4,000mm となっています。

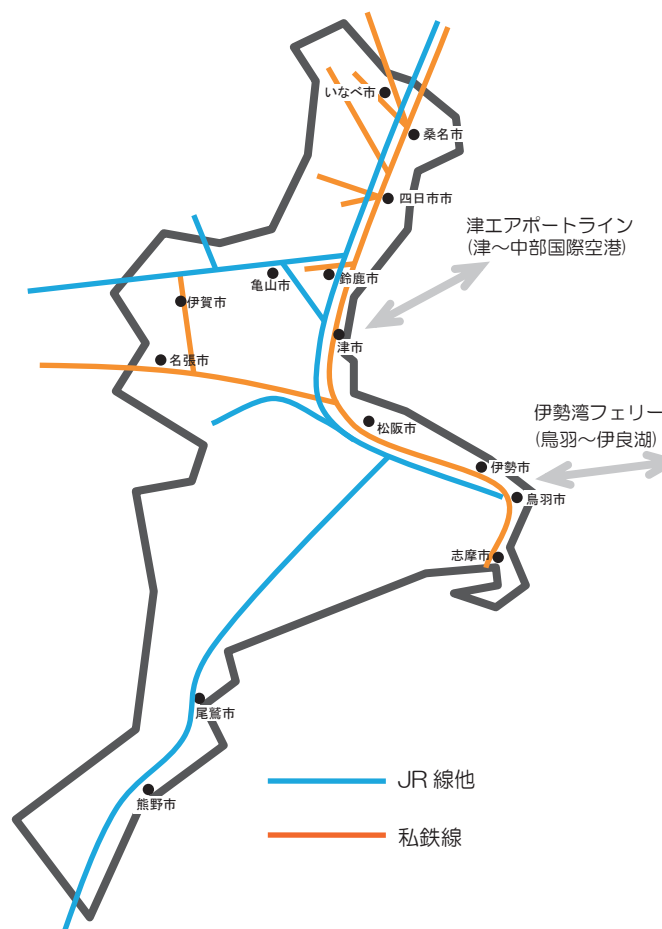
表 三重県内の地域別気温と降水量

地 域	観 測 所	気温(℃)			最大降水量(mm)		
		月平均(高) ※1	月平均(低)	観測期間	時間	日	観測期間
北部	四日市	29.0	2.1	1966/6	123.5	295.0	1966/6
		2025/8	1984/2	～2025/9	2025/9/12	2000/9/11	～2025/9
中部	津	30.3	2.0	1889/7	118.0	427.0	1889/7
		2025/8	1945/2	～2025/9	1999/9/4	2004/9/29	～2025/9
伊賀	上野（伊賀市）	29.0	-0.01	1937/4	81.2	286.7	1937/4
		2025/8	1945/2	～2025/9	1953/8/14	1953/8/14	～2025/9
伊勢志摩	小俣（伊勢市）	29.3	2.5	1979/1	97.0	473.5	1976/1
		2025/8	1984/1	～2025/9	1999/6/29	2017/10/22	～2025/9
紀勢東紀州	尾鷲	28.8	3.2	1938/10	139.0	806.0	1938/10
		2024/8	1963/1	～2025/9	1972/9/14	1968/9/26	～2025/9

（出典：気象庁・気象統計情報）

※1 最高気温・最低気温を含めた 1 ヶ月平均

三重県へのアクセス



■津市へのアクセス（公共交通機関）

〔東京方面（東京駅）から〕
東海道新幹線、名古屋から近鉄線または
JR 在来線経由、津駅まで約 2 時間 50 分
（乗換え時間含む）

〔大阪方面（大阪難波駅）から〕
近鉄線：津駅まで約 90 分（特急利用）

〔名古屋方面（名古屋駅）から〕
近鉄線：津駅まで約 50 分（特急利用）
JR 線：津駅まで約 50 分（快速みえ利用）

〔中部国際空港から〕
津エアポートライン（高速船）約 40 分

■津市へのアクセス（自動車）

〔東京方面から〕
東名高速道路（東京 IC）から、
伊勢湾岸自動車道～
伊勢自動車道（津 IC）まで約 390km

〔大阪方面から〕
阪和自動車道（松原 IC）から、
西名阪自動車道～名阪国道～
～伊勢自動車道（津 IC）まで約 114km

名神高速道路（吹田 IC）から、
新名神高速道路～東名阪自動車道～
伊勢自動車道（津 IC）まで約 124km

〔京都方面から〕
名神高速道路（京都東 IC）から、
新名神高速道路～東名阪自動車道～
伊勢自動車道（津 IC）まで約 88km

〔名古屋方面から〕
東名阪自動車道（名古屋西 IC）から、
伊勢自動車道（津 IC）まで約 68km



三重の河川

三重県内の主要河川



熊野灘

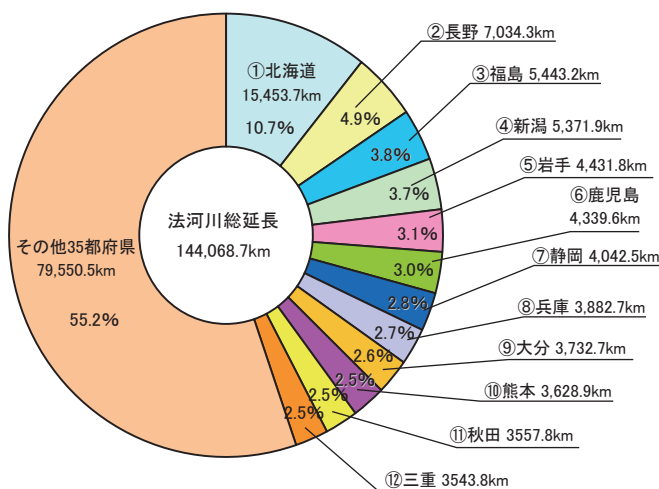
- 一級河川（指定区間外）
※大臣管理区間
- 一級河川（指定区間）
※県管理区間
- 二級河川（主な河川）

三重県内の河川数と延長

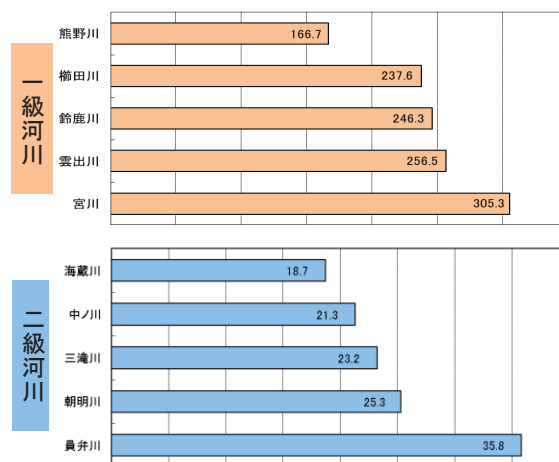
三重県には、国土交通大臣が管理する一級河川が 37 河川、延長 233.5km あり、知事が管理する一級河川及び二級河川が 546 河川、延長 2,306.9km あります。この他、市町村長の管理する準用河川が 867 河川、延長約 1,000 kmあります。

ゾーン	一級・二級	水系名 水系数	河川数	河川延長 (km)	国管理		県管理	
					河川数	河川延長 (km)	河川数	河川延長 (km)
環伊勢湾	一級水系	木曽川	27	89.1	5(3)	39.5	24	49.6
		鈴鹿川	46	246.3	4(1)	41.2	45	205.1
		雲出川	40	256.5	4(1)	28.5	39	228.0
		櫛田川	68	237.6	6(1)	35.6	67	202.0
		宮川	55	305.3	4(1)	22.6	54	282.7
		計	236	1,134.8	23(7)	167.4	229	967.4
	二級水系	24 水系	98	502.8		—	98	502.8
伊賀内陸	計	29 水系	334	1,637.6	23(7)	167.4	327	1,470.2
	一級水系	淀川	96	449.7	12(1)	57.9	95	391.8
熊野灘	一級水系	新宮川	30	166.7	2	8.2	30	158.5
	二級水系	49 水系	94	286.4		—	94	286.4
	計	50 水系	124	453.1	2	8.2	124	444.9
合 計	一級水系	7 水系	362	1,751.2	37(8)	233.5	354	1,517.7
	二級水系	73 水系	192	789.2		—	192	789.2
	計	80 水系	554	2,540.4	37(8)	233.5	546	2,306.9

注) 国管理河川数の () は、国管理のみの河川数で内数。「河川管理統計」(国土交通省水管理・国土保全局水政課) による。令和 6 年 4 月現在



令和6年度 国土交通省水管理・国土保全局水政課 河川管理統計



三重県内の主要河川の延長(km)



一級河川

国土保全上又は国民経済上特に重要な水系(一級水系)に係わる国土交通大臣指定の河川。

指定区間外…国土交通大臣が管理する区間

指定区間…政令により国土交通大臣が都道府県知事に管理の一部を委任した区間

二級河川

一級水系以外の重要な水系で都道府県知事が指定したもの。

準用河川

一級および二級河川以外の河川で、河川法に基づき市町村長が指定、管理する河川。

普通河川

公共の水流及び水面のうち河川法上の指定を受けていない河川で、地方自治法、国有財産法等の規定により市町村長が管理を行うもの。

三重の河川と環境

三重県内の河川について、有機汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）で見ると、全国の河川(2,576 河川)における環境基準の達成率が 93.8%※¹ であるのに対し、県内では環境基準の類型が指定されている 47 河川 62 水域のうち、58 水域で環境基準を達成しており、達成率は 94.0%※² となっています。県内には美しい清流が残されている一方で、水質の悪化が進んだ河川もあることから、一人ひとりが水質の保全に気を配る必要があります。また、干潟や瀬・淵など多様な環境を有し、良好な水質である河川は、多様な生物が生息・生育・繁殖する場となっています。良好な水質を保全するとともに、これら多様な環境が維持されるよう努めなければなりません。

※1 令和5年公共用水域水質測定結果 令和7年4月 環境省 水・大気環境局 より

※2 令和5年度公共用水域水質測定結果 令和6年度環境白書 三重県 より

環境基準点における河川水質ランキング（令和5年度）

順位	水域名	類型	地点名	BOD75%値
ベスト5 (同率含む)	1 鈴鹿川(上流 1)	AA	勸進橋(亀山市)	0.5 未満
	1 鈴鹿川(上流 2)	AA	鈴国橋(鈴鹿市)	0.5 未満
	1 宮川(下流)	AA	度会橋(伊勢市)	0.5 未満
	1 櫛田川(下流)	A	櫛田橋(松阪市)	0.5 未満
	1 熊野川	A	熊野大橋(紀宝町)	0.5 未満
ワースト5 (同率含む)	1 久米川	B	芝床橋(伊賀市)	3.9
	2 外城田川(下流)	C	野依橋(伊勢市)	3.7
	2 金剛川(上流)	D	昭和橋(松阪市)	3.7
	4 志登茂川(上流)	C	今井橋(津市)	3.1
	4 金沢川	C	千代崎樋門(鈴鹿市)	3.1

出典：令和6年度環境白書資料編 三重県



■川辺の生き物

河川やその周辺の環境は動植物にとっての貴重な生息・生育・繁殖環境であり、良好な環境が保全されているところでは、多種多様な生物が互いに関わりあっています。



ネコギギ※



カネヒラ・オイカワなどの群れ



ヒキノカサ



カワニナ



ヨコハマシジラガイ



オオサンショウウオ※



カジカガエル



アオサギ

※写真提供：鹿野 雄一 氏

三重の水害

三重県は、温暖な気候風土と美しい景観を有する反面、地形的に自然災害の発生しやすい特性を持っており、頻繁に豪雨や台風などにより、各地で大きな被害に見舞われてきました。

■三重県の主な水害

時 期	原 因	災害雨量(mm)			人的被害(人)		建物被害(棟)		
		区域	連続	日最大	死者 行方不明	負傷	全壊 流出	半壊 一部破損	家屋 浸水
S28.9.25	台風 13 号	全域	尾鷲 335.6		50	2,491	1,282	4,953	69,626
S34.9.26	伊勢湾台風	北中部	宮川 725	下多気 413.5	1,233	5,688	5,386	17,786	62,655
S42.10.28	台風 34 号	全域	尾鷲 396	尾鷲 362	23	4	16	419	6,454
S46.8.30~8.31	台風 23 号	全域	木本 493	木本 492	4	16	13	152	22,025
S46.9.9~9.10	集中豪雨	南部	尾鷲 1033	三木里 764	42	39	66	41	1,762
S46.9.26	台風 29 号	全域	桑名 227	桑名 224	7	6	8	137	25,272
S47.9.16	台風 20 号	全域	飯高 308	飯高 308	1	34	51	4,706	7,318
S49.7.6~7.8	台風 8 号・梅雨前線	全域	宮川 667	伊勢 624	2	8	12	84	21,361
S49.7.24~7.25	低気圧による豪雨	全域	亀山 339	尾鷲 397	9	56	32	322	47,575
S57.7.31~8.3	台風 10 号・低気圧	全域	大台 963	美杉 447.5	24	31	69	181	11,315
S63.7.13~7.15	梅雨前線	北中部	菰野 443	水沢 328	4	1			337
H16.9.29~9.30	台風 21 号	中南部	三戸 1108	三戸 1123	10	2	25	71	6,149
H23.8.30~9.5	台風 12 号	中南部	宮川 1630	宮川 635	3	17	81	1,148	1,534
H29.10.21~10.23	台風 21 号	全域	尾鷲 796	尾鷲 586.5	2	13	1	450	2036

参考図書) 災害の概況(年度版)三重県防災危機管理部防災対策室、伊勢湾台風による被害:伊勢湾台風災害誌(S33.6)三重県
 三重の河川(資料編 H20 版)三重県県土整備部河川・砂防室
 紀伊半島大水害～平成 23 年台風第 12 号による災害の記録～三重県



S34 伊勢湾台風 桑名市内



S49 志登茂川の氾濫 津市内



H16 台風 21 号 旧海山町役場



H23 台風 12 号 熊野庁舎

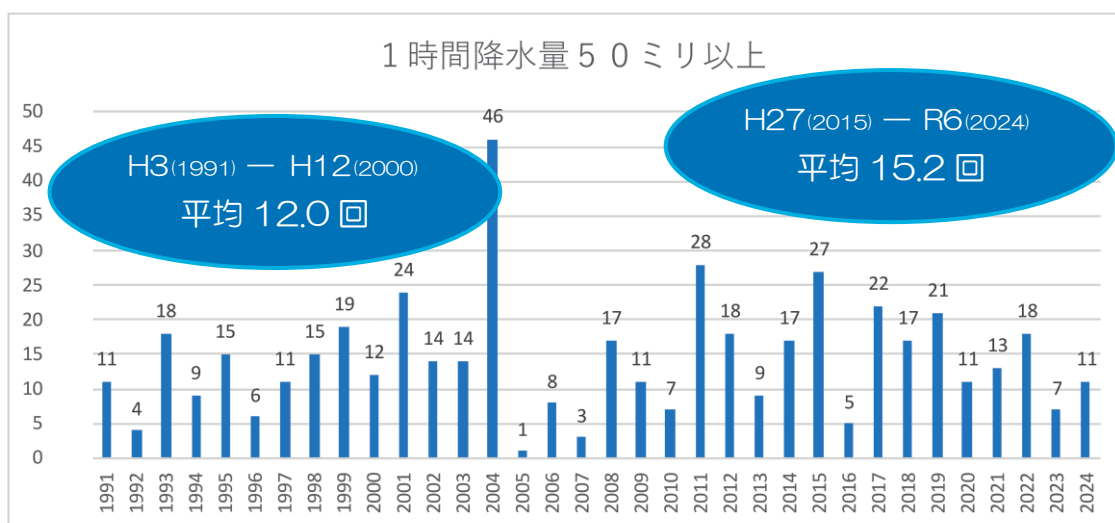
気候変動の影響により、全国的に局地的大雨の発生回数が増加しています。三重県においても増加傾向にあり、「猛烈な雨（1 時間に 50mm 以上の雨）」の発生回数をみると、最近 10 年間（平成 27 年（2015）から令和 6 年（2024））は、約 30 年前（平成 3 年（1991）から平成 12 年（2000））に対し増加しています。

こういった局地的大雨の増加に加え、ゼロメートル地帯や、熊野灘沿岸の河口閉塞傾向にある河川など、さまざまな災害の発生要因を抱えており、水災害の発生に対する備えが必要となっています。一方で近年は、渇水傾向も顕著となっています。

【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（三重県 20 地点）】

1 時間降水量 50 ミリ以上 ※三重県地域防災計画風水害対策編より抜粋

〔 20 地点：津、亀山、笠取山、四日市、白山、小俣、上野、粥見、北勢、藤坂峠、桑名、名張、南伊勢、鳥羽、紀伊長島、阿児、宮川、尾鷲、熊野新鹿、御浜 〕



流域治水



■流域治水とは

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、

①氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めます。



※国土交通省 HP (<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/index.html>) から引用

流域治水プロジェクト

■流域治水プロジェクトとは

流域治水の考え方に基づき、早急に実施すべき具体的な治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめます。プロジェクトの策定に当たっては、「流域治水協議会」を設置し、関係機関と協議し、策定します。

県内一級水系では、7水系、県内二級水系では、10圏域を策定しています。

■二級水系流域治水プロジェクトの見える化

令和7年度より、二級水系の流域治水プロジェクトにおいて流域治水の加速化・深化を図るため、あらゆる関係者による治水対策が着実に実施されるよう、また地域での議論を通じて多様な取組へ活かされるよう、「流域治水の代表的な取組」の実施状況について指標を活用して見える化しました。

～三重県最大の都市圏域を守る外水・内水対策が一体となった流域治水の推進～

☐ 避難をできるだけ助ぐ・減らすための対策
 ☐ 【避難所】
 ☐ 【水資源確保】



～三重県最大の都市圏域を守る外水・内水対策が一体となった流域治水の推進～



対象水系：木曽川水系、揖斐川水系、長良川水系
協議会名：木曽川水系流域治水協議会

対象水系：鈴鹿川水系
協議会名：鈴鹿川外流域治水協議会

対象水系：淀川水系
協議会名：淀川水系流域治水協議会



対象水系：雲出川水系
協議会名：雲出川外流域治水協議会

対象水系：櫛田川水系
協議会名：櫛田川外流域治水協議会

対象水系：宮川水系
協議会名：宮川外流域治水協議会

対象水系：新宮川水系
協議会名：熊野川流域治水協議会

対象水系：員弁川水系
協議会名：桑名圏域県管理河川水防災協議会

対象水系：朝明川水系、海蔵川水系
三滝川水系、天白川水系
協議会名：鈴鹿川外流域治水協議会

対象水系：堀切川水系、中ノ川水系
金沢川水系
協議会名：鈴鹿川外流域治水協議会

対象水系：安濃川水系、岩田川水系
志登茂川水系、相川水系
田中川水系
協議会名：雲出川外流域治水協議会

対象水系：三渡川水系、金剛川水系
阪内川水系、碧川水系、中川水系
笹笛川水系、大堀川水系
協議会名：櫛田川外流域治水協議会

対象水系：外城田川水系、江川水系
協議会名：宮川外流域治水協議会

対象水系：加茂川水系、前川水系、
磯部川水系、堀通川水系、
紙漕川水系、大吉川水系、
藤谷川水系、日出川水系、
東海川水系、西川水系、
迫子川水系、清水川水系、
桧山路川水系、南張川水系
協議会名：志摩圏域県管理河川
水防協議会

対象水系：伊勢路川水系、五カ所川水系、泉川水系、
神津佐川水系、中の谷川水系、大江川水系、
河内川水系、村山川水系、小方川水系、
古和川水系、奥川水系
協議会名：宮川外流域治水協議会

対象水系：船津川水系、鏡子川水系、赤羽川水系、片上川水系、
小名倉川水系、大瀬川水系、元谷川水系、北川水系、
中川水系、矢ノ川水系、田海道川水系、沓川水系、
八ノ川水系、小浜川水系、古川水系

協議会名：尾鷲圏域島管理河川水防協議会

対象水系：志原川水系、井戸川水系、神内川水系、市木川水系、
尾呂志川水系、井田川水系、逢川水系、湊川水系、
里川水系、熊野宮川水系、西郷川水系
協議会名：熊野圏域県管理河川水防災協議会

二級水系の流域

特定都市河川

■特定都市河川とは

特定都市河川は、市街化の進展や自然の条件等により河川の整備だけでは浸水対策を防止することが困難な河川を指定することで、総合的な浸水被害対策を推進していく制度です。

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- ・河道掘削、堤防整備
- ・遊水池、輪中堤の整備
- ・排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設

- ・対象：民間事業者等
- ・規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で0.1～ 30m^3 の間で基準緩和が可能）

- ②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- ・対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- ・対象：公共・民間による $1,000\text{m}^3$ 以上の雨水浸透阻害行為
※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・指定権者：都道府県知事等
- ・埋立等の行為の**事前届出を義務化**
- ・届出内容に対し、**助言・勧告**

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- ・指定権者：都道府県知事
- ・都市計画法上の**開発の原則禁止（自己用住宅を除く）**
- ・住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保



浸水被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・指定権者：都道府県知事等
- ・盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- ・届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**



貯留機能を有する土地のイメージ

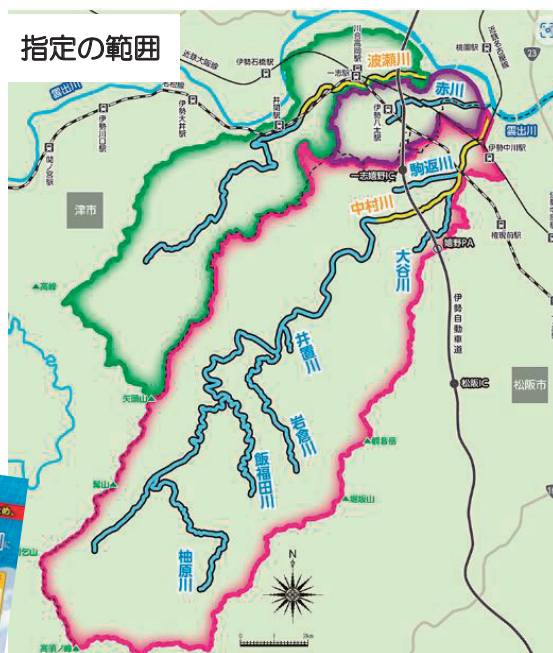
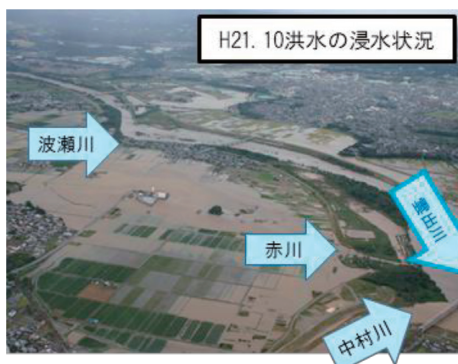
※解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月（Ver.1.1）から引用

■三重県内における特定都市河川の指定

三重県内では、令和5年3月31日に雲出川水系中村川、波瀬川、赤川等の9河川とそれらの流域を特定都市河川及び特定都市河川流域に指定しました。

■流域水害対策計画の策定

令和6年6月4日に、当面30年間における雲出川水系中村川・波瀬川・赤川特定都市河川流域の浸水被害防止を図ることを目的とした「流域水害対策計画」を策定しました。



河川整備基本方針・河川整備計画

■河川整備基本方針・河川整備計画とは

河川整備基本方針

長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を記述するもので、個別事業など具体の河川整備の内容を定めるものではなく、計画高水流量や河川工事及び河川の維持について基本となる方針になるべき事項を定めるものです。

河川整備計画

河川整備基本方針に沿って、おおむね 20～30 年の間に実施する具体の整備内容を定めるものです。地域住民の安全や河川環境に直接関わるものであるため、関係住民、関係自治体、学識経験者からの意見聴取を実施することとしています。具体の工事内容だけでなく、治水・利水・環境にかかる維持管理やその他施策についても記述されます。

■三重県河川整備計画流域委員会

三重県では、河川整備計画の策定にあたって学識者や専門家からの意見を聴く場として、三重県河川整備計画流域委員会を開催しています。

■流域住民等からの意見聴取

河川整備計画の策定にあたっては、アンケート調査、パブリックコメントなどの手段を用いて、流域の住民や関係者からの意見を聴くものとしています。



流域委員会の状況



アンケート調査

河川整備基本方針

一級水系

木曽川水系、鈴鹿川水系、雲出川水系、
櫛田川水系、宮川水系、淀川水系、
新宮川水系

二級水系

員弁川水系、朝明川水系、
海蔵川水系、三滝川水系、堀切川水系、
田中川水系、志登茂川水系、
安濃川水系、岩田川水系、相川水系、
三渡川水系、金剛川水系、笹笛川水系、
大堀川水系（申請中）、江川水系（検討中）、
外城田川水系、加茂川水系、前川水系、
桧山路川水系、奥川水系、井戸川水系、
志原川水系、市木川水系、神内川水系

河川整備計画

一級水系（指定区間）

木曽川水系、鈴鹿川水系、雲出川水系
宮川水系、淀川水系、新宮川水系

二級水系

員弁川水系、朝明川水系、
海蔵川水系、三滝川水系、堀切川水系、
田中川水系、志登茂川水系、
安濃川水系、岩田川水系、相川水系、
三渡川水系、金剛川水系、笹笛川水系、
大堀川水系（検討中）、江川水系（検討中）、
外城田川水系、加茂川水系、前川水系、
桧山路川水系、奥川水系、井戸川水系、
志原川水系、市木川水系、神内川水系

※三重県管理河川分、令和 7 年 9 月現在

三重の河川事業

河川改修



■ 特定都市河川浸水被害対策推進事業 一級河川赤川<津市、松阪市>

一級河川赤川では、雲出川本川のバックウォーターによる浸水被害が頻繁に発生していることから、流域治水の本格的実践による水害に強いまち（流域）づくりを目指し、令和5年3月に特定都市河川に指定されました。国の直轄河川事業、市の下水道事業とあわせて、赤川の河道改修を早期に実施し、治水安全度の向上を図ります。



■ 大規模特定河川事業 一級河川木津川<伊賀市>ほか

一級河川木津川では、平成25年9月の台風18号により堤防が決壊し、併走する国道422号が寸断するなど大きな被害が発生しました。このため、流下能力が著しく低い区間において、堰の統廃合、河道掘削等を集中的に実施し、浸水被害の解消を図ります。



■広域河川改修事業 二級河川志原川・産田川＜熊野市、御浜町＞ほか

二級河川志原川・産田川では、平成 13 年 9 月の台風 11 号や平成 23 年 9 月の台風 12 号により、多くの家屋浸水被害を含む甚大な被害が発生しました。このため、築堤、護岸、河道掘削の施工とあわせて、橋梁等の横断工作物の改築を実施することで、流下能力を増大させ、治水安全度の向上を図ります。



■総合流域防災事業 一級河川桧尻川＜伊勢市＞ほか

一級河川桧尻川では、平成 29 年 10 月の台風 21 号による、河川からの氾濫と雨水排水不良により、広範囲で浸水被害が発生しました。流域全体で浸水被害軽減に向けた取り組みを実施するため、国、県、市が勢田川流域等浸水対策協議会を設立し、浸水対策実行計画を策定しました。本計画に基づき桧尻川の改修を実施し、早期に治水安全度の向上を図ります。

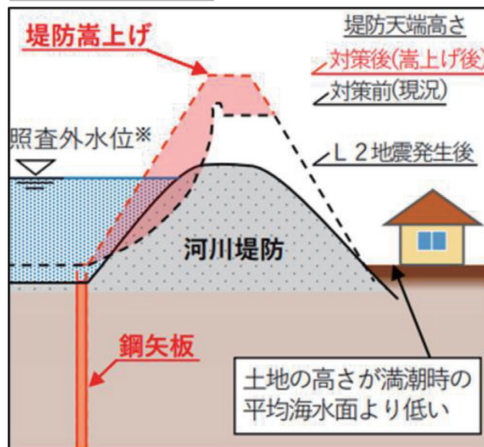


■地震・高潮対策事業 一級河川鍋田川＜木曽岬町＞ほか

大規模地震が発生した場合、沈下や損傷といった変形が生じ、土地の低いゼロメートル地帯では、河川の流水が越流した際に浸水被害が長期化するリスクがあります。

このようなリスクの可能性があるゼロメートル地帯における河川堤防の区間に対して、大規模地震が発生した後でも必要な堤防高を確保できるよう、堤防耐震対策を行います。

イメージ図



一級河川鍋田川＜木曽岬町＞

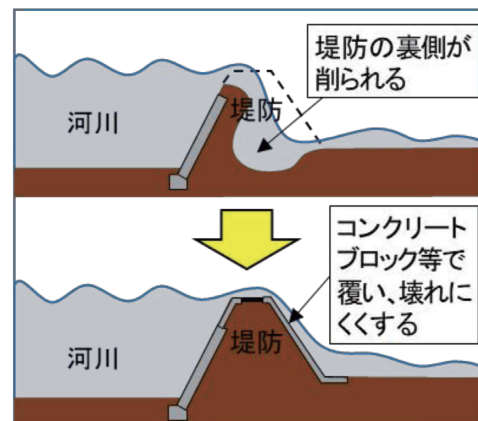
■堤防強化 ＜県内全域＞

想定を超える大雨により川の水位が上がり堤防を越えると、あふれた水が堤防の裏側を削り、堤防が壊れやすくなります。このため、ブロック等で堤防の裏側を強化し、堤防が壊れるまでの時間を延ばすことで、避難の時間を確保します。

災害発生



対策例



令和元年東日本台風で決壊した堤防のほとんどは川の水が堤防を越えてあふれたことが決壊の原因でした。

堤防強化後



二級河川員弁川＜桑名市＞

堤防強化後



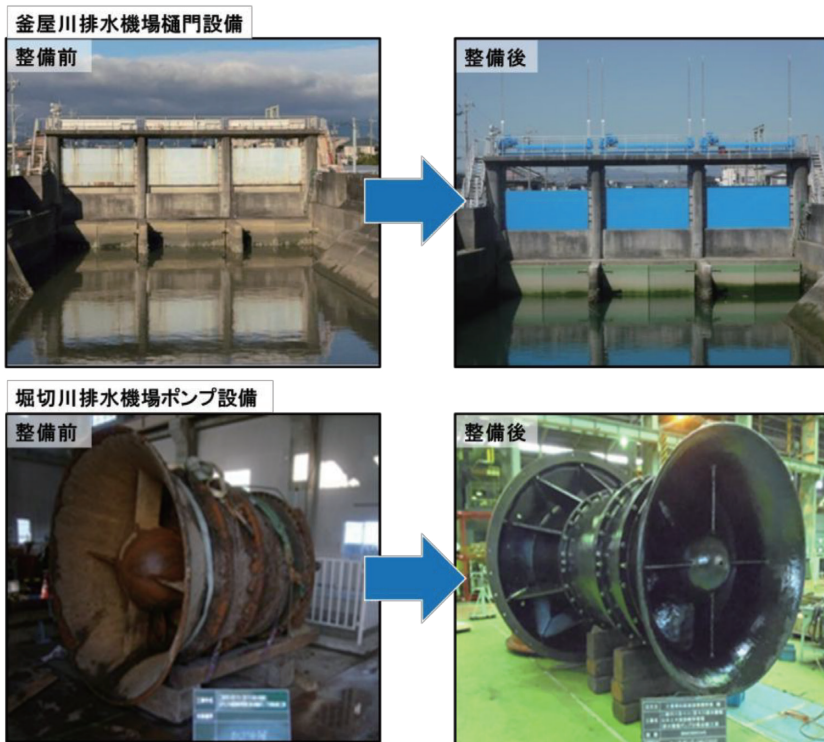
一級河川柘植川＜伊賀市＞

維持管理

■河川メンテナンス事業 二級河川堀切川・釜屋川<鈴鹿市>ほか

三重県が管理する排水機場や水門・樋門の多くは、人口や財産が集中する沿岸部の低平地に設置されています。

これらの施設はいずれも治水上重要な施設であり、河川メンテナンス事業を活用し、長寿命化計画に基づき施設の老朽化対策を実施しています。



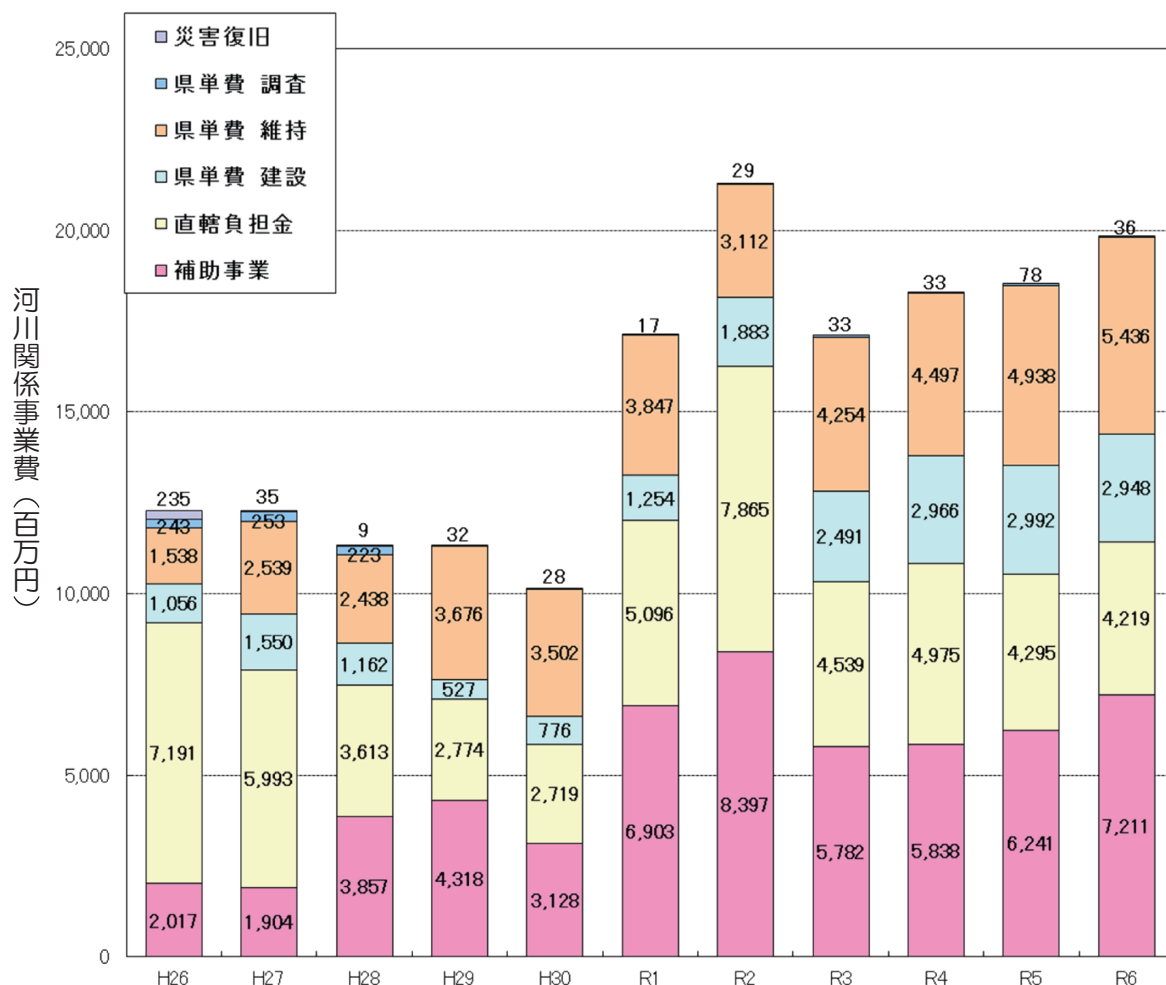
■河川堆積土砂対策事業 <県内全域>

堆積土砂により低下している河川の流下能力を回復させるため、緊急浚渫推進事業や民間の砂利採取制度を活用し、河川の堆積土砂撤去を進めています。

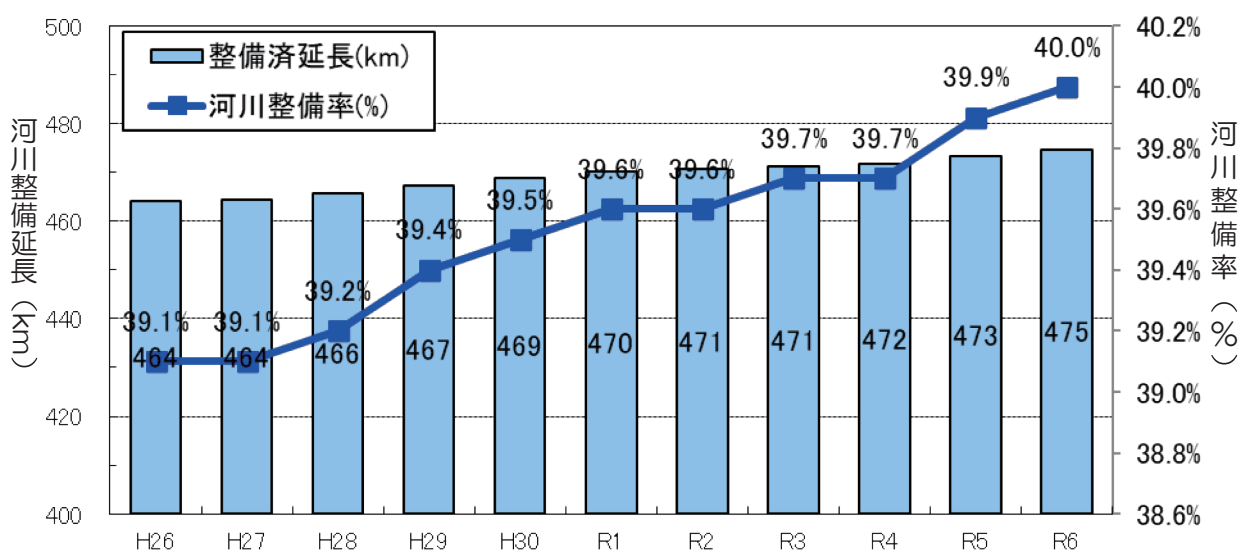


河川の整備率と事業費の推移

■河川関係事業費の推移（平成 26 年度～令和 6 年度）

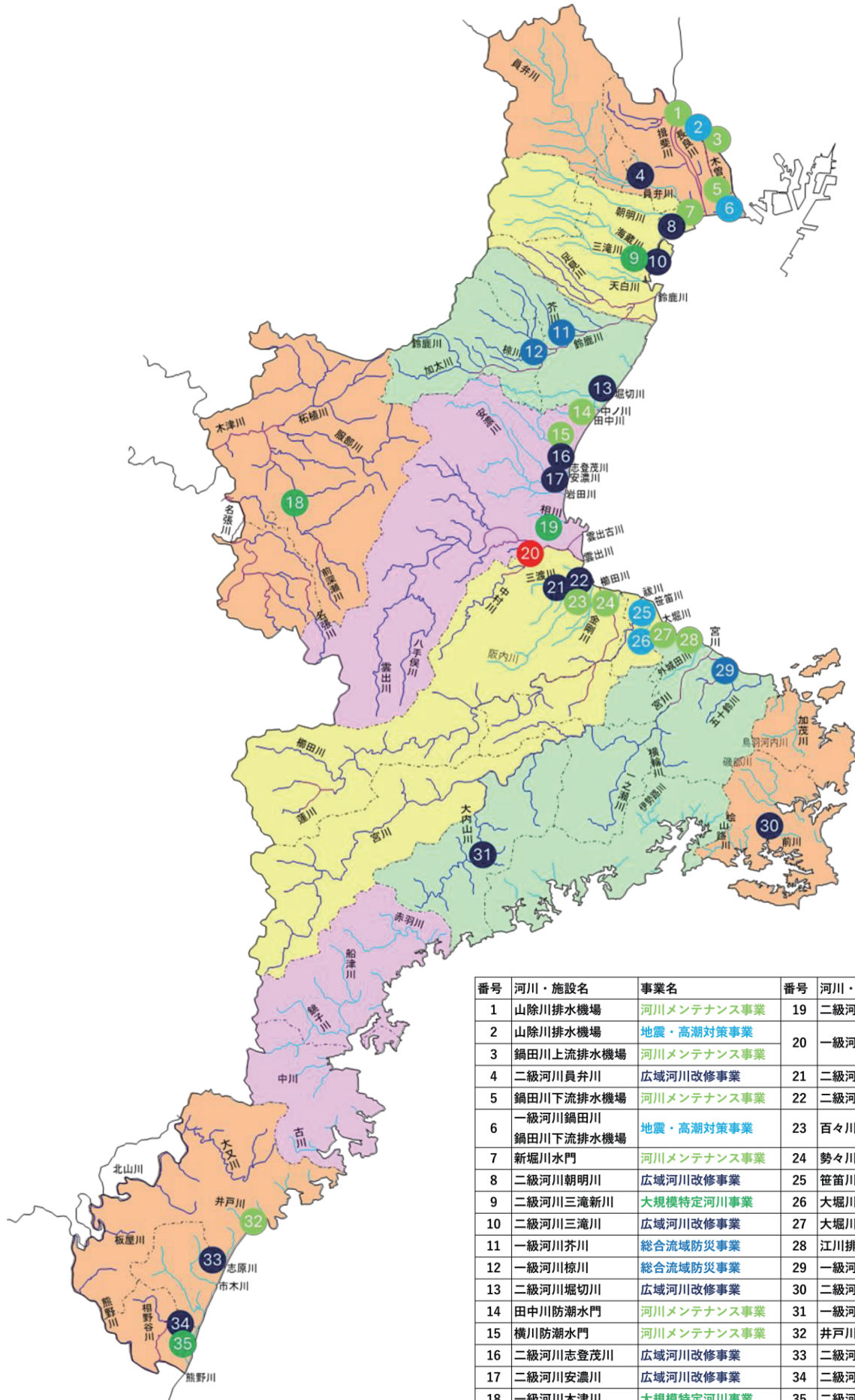


■県管理河川の整備状況（平成 26 年度～令和 6 年度）



※河川整備延長は四捨五入による丸め値

■主要事業実施河川（三重県事業 R7.4 現在）



番号	河川・施設名	事業名	番号	河川・施設名	事業名
1	山除川排水機場	河川メンテナンス事業	19	二級河川相川	大規模特定河川事業
2	山除川排水機場	地震・高潮対策事業	20	一級河川赤川	特定都市河川浸水被害対策推進事業
3	鍋田川上流排水機場	河川メンテナンス事業	21	二級河川三渡川	広域河川改修事業
4	二級河川員弁川	広域河川改修事業	22	二級河川百々川	広域河川改修事業
5	鍋田川下流排水機場	河川メンテナンス事業	23	百々川排水機場	河川メンテナンス事業
6	一級河川鍋田川	地震・高潮対策事業	24	勢々川水門	河川メンテナンス事業
7	新堀川水門	河川メンテナンス事業	25	笹笛川防潮水門	河川メンテナンス事業
8	二級河川朝明川	広域河川改修事業	26	大堀川防潮水門	地震・高潮対策事業
9	二級河川三滝新川	大規模特定河川事業	27	大堀川防潮水門	河川メンテナンス事業
10	二級河川三滝川	広域河川改修事業	28	江川排水機場	河川メンテナンス事業
11	一級河川芥川	総合流域防災事業	29	一級河川松尻川	総合流域防災事業
12	一級河川椋川	総合流域防災事業	30	二級河川前川	広域河川改修事業
13	二級河川堀切川	広域河川改修事業	31	一級河川大内山川	広域河川改修事業
14	田中川防潮水門	河川メンテナンス事業	32	井戸川樋門1号	河川メンテナンス事業
15	横川防潮水門	河川メンテナンス事業	33	二級河川志原川	広域河川改修事業
16	二級河川志登茂川	広域河川改修事業	34	二級河川神内川	広域河川改修事業
17	二級河川安濃川	広域河川改修事業	35	二級河川神内川	大規模特定河川事業
18	一級河川木津川	大規模特定河川事業			

三重のダム

三重県内のダム



三重県の河川開発事業では、出水時における洪水の調節や安定的な水の供給および水環境の保全・改善等により、豊かな県土づくりに取り組んでいます。



滝川ダム



宮川ダム



君ヶ野ダム



ダムの目的

ダムの使用目的には、大きく分けると治水目的と利水目的の 2 つあります。大雨等による河川の氾濫被害を軽減や、河川環境の維持の治水目的と、水道や工場への用水、かんがい用水、発電等を行う利水目的です。これらのうち、2 種類以上の目的を持つダムを多目的ダムといいます。

ダムの諸元

■三重県(県土整備部)管理のダム

ダ ム 名	宮川ダム	君ヶ野ダム	滝川ダム	鳥羽河内ダム	〔用 途〕 治 水：F 不特定：N 灌 溉：A 上 水：W 工 水：I 発 電：P
目 的	多目的	多目的	多目的	治水	
事業主体	三重県	三重県	三重県	三重県	
河 川 名	宮川水系 宮川	雲出川水系 八手俣川	淀川水系 滝川	加茂川水系 鳥羽河内川	
形 式	重力式 コンクリート	重力式 コンクリート	重力式 コンクリート	事業実施中 (R7 年 7 月現在)	
堤 高(m)	88.5	73.0	29.8		
総貯水量(m³)	70,500,000	23,300,000	282,000		
有効貯水量(m³)	56,500,000	19,700,000	230,000		
流入量(m³/s)	2,500	1,100	20		
調節量(m³/s)	1,000	650	12		
完成年度	S32	S46	H12		
用途	F N P	F N W I	F N W		

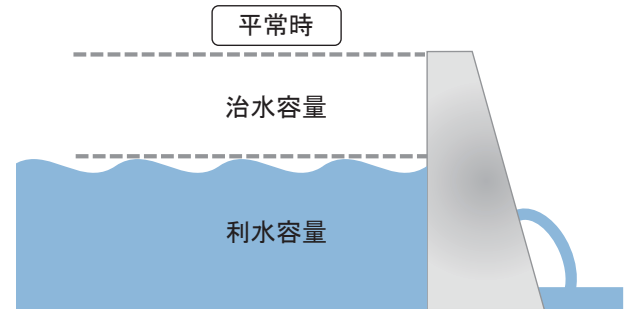
■国土交通省・独立行政法人水資源機構管理のダム

ダ ム 名	蓮ダム	青蓮寺ダム	長良川河口堰	比奈知ダム	川上ダム
目 的	多目的	多目的	多目的	多目的	多目的
事業主体	国土交通省	水資源機構	水資源機構	水資源機構	水資源機構
河 川 名	櫛田川水系 蓮川	淀川水系 青蓮寺川	木曽川水系 長良川	淀川水系 名張川	淀川水系 前深瀬川
形 式	重力式 コンクリート	アーチ式 コンクリート	越流型シェル構造 2 段式ローラーゲート	重力式 コンクリート	重力式 コンクリート
堤 高(m)	78.0	82.0		70.5	84.0
総貯水量(m ³)	32,600,000	27,200,000		20,800,000	31,000,000
有効貯水量(m ³)	29,400,000	23,800,000		18,400,000	29,200,000
流入量(m ³ /s)	1,700	980		920	850
調節量(m ³ /s)	700	530		620	780
完成年度	H3	S45	H6	H10	R4
用途	F N W P	F N A W P	F W I	F N W P	F N W

ダムの洪水調節

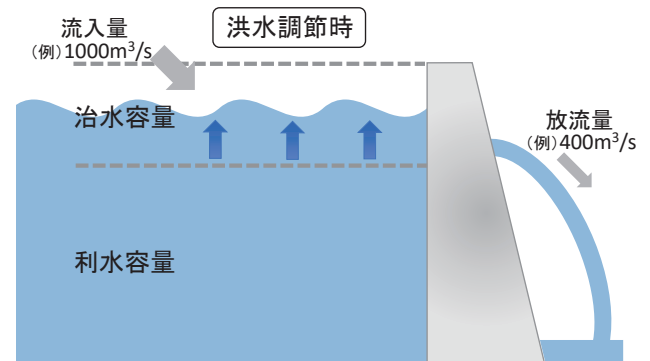
■平常時

台風などの大雨時に備えて、治水容量を確保しておきます。



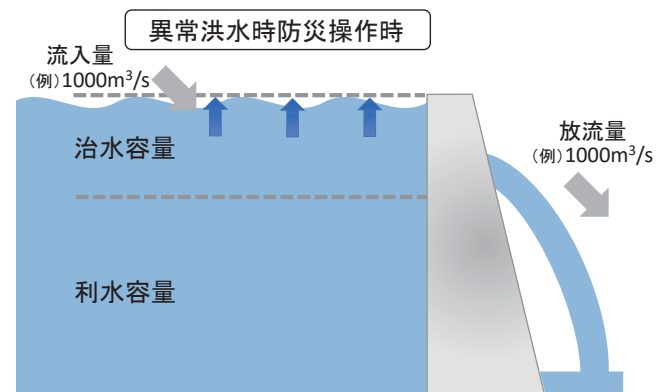
■洪水調節時

ダム上流から流れてくる水の一部をダムに貯留しながら放流することで、下流河川の水位を低減させ、洪水被害の軽減を図ります。



■異常洪水時防災操作時（緊急放流）

計画規模を超える洪水によりダムの貯留量が満杯になると、ダムに水を貯留することができなくなるため、流入量と放流量が等しくなるまで放流量を増加させる異常洪水時防災操作を行います。

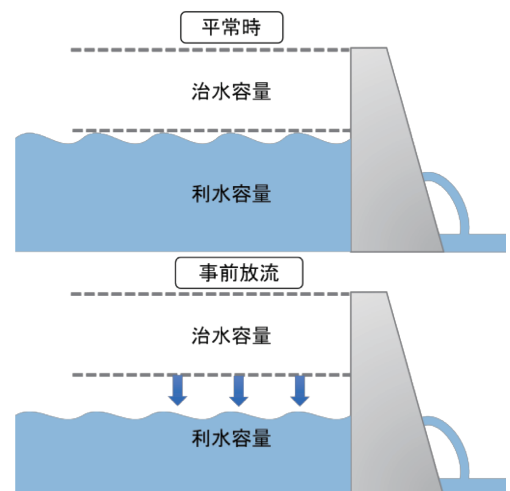


事前放流

既存のダムにおいて台風など予測できる出水に備えるため、利水容量の一部を予め放流する事前放流により洪水調節可能容量を一時的に確保します。

宮川ダムでは、平成 16 年の台風第 21 号において計画規模を超える流入量を記録し、異常洪水時防災操作を実施しました。これを契機に大きな出水が予測される洪水に対して、宮川ダムでは平成 17 年度から、君ヶ野ダムでは平成 19 年度から事前放流を運用しています。また、滝川ダムも令和 2 年度から事前放流を運用しています。

現在では、三重県内 12 水系 18 ダム（利水ダム 12 ダム含む）で治水協定を締結し、事前放流を実施しています。（P.23 参照。建設中の鳥羽河内ダム、試験湛水中の川上ダムを除く。）



三重県の管理ダム

■宮川ダム <大台町>

宮川ダムは、一級河川宮川水系宮川の多気郡大台町に建設した治水、発電、かんがい補給の機能を持つ多目的ダムです。宮川ダムでは、選択取水設備を設置しており、河川環境の改善を図っています。

■君ヶ野ダム <津市>

君ヶ野ダムは、一級河川雲出川水系八手俣川の津市美杉町に建設した治水、上水、工水、かんがい補給の機能を持つ多目的ダムです。新しい河川環境造りとして、ダム周辺環境整備事業、水辺空間整備事業等により、貯水池周辺の水と緑のオープンスペースを創造し、地域のイベント等に活用されています。

■滝川ダム <伊賀市>

滝川ダムは、一級河川淀川水系滝川の伊賀市に建設した治水、上水、かんがい補給の機能を持つ多目的ダムです。このダムは自然調節方式のゲートレスダムです。

三重のダム事業

■鳥羽河内ダム <鳥羽市>

鳥羽河内ダムは、二級河川加茂川水系鳥羽河内川の鳥羽市において、建設中のダムで、平常時は水を貯めず、洪水時のみダムへ貯留し洪水調節を行う治水専用の「流水型ダム」です。

加茂川流域では過去に度重なる洪水被害が発生し、特に昭和63年の豪雨では尊い4名の人命が奪われる甚大な被害が出ました。その後、大規模な加茂川の河川改修を行ないましたが、さらなる治水安全度の向上のため、ダムの建設を進めています。



【経緯】

平成29年度 工事用道路工事に着手
令和2年度 用地買収完了
令和5年度 本体工事着手



【事業概要】

- ◇ダム本体工
- ◇工事用道路工 他

令和10年度完了予定

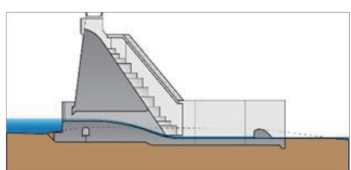


鳥羽河内ダム(流水型)のイメージ図

ダム本体工事 施工状況(R7.3)



流水型ダムは平常時は水を貯めず、洪水時のみダムの貯留により洪水調節を行います。



<整備効果>

鳥羽河内川のピーク流量を1/5に減らし、ダム下流域の浸水被害を軽減します。(毎秒250m³→50m³)

三重のソフト対策

雨量・水位情報の提供



水防活動や避難等の目安とすることや治水計画の資料とするため、降雨量や河川水位等の情報を把握する必要があります。三重県では、県内全域の降雨量や河川水位等を監視するためのシステムの運用を行っています。三重県が設置した観測網に、国等の観測網をあわせ、三重県内全域で観測が行われています。



雨量・水位観測局



中継局

危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ

三重県では、頻発する豪雨災害への備えとして、「危機管理型水位計（簡易型水位計）」と「簡易型河川監視カメラ」を県内河川に設置・運用しています。

令和4年3月には、これらの活用促進と拡充を計画的に推進するため、「河川DX中期計画2022～2026」を策定し、特に水防活動上重要な箇所には設置を進めています。



■危機管理型水位計

洪水時の水位観測（5分毎）に特化した低コストかつ設置場所を選ばない水位計です。これまで水位計がなかった小河川に設置することで、水位観測網の充実を図ることが可能となります。



県内 216 基設置済
（令和6年度末）

■簡易型河川監視カメラ

急激に水位が上昇する様子等を5分毎の静止画によりリアルタイムで配信します。従来の水位情報だけでは伝わりにくい河川の状況をわかりやすく伝えることや把握することが可能です。



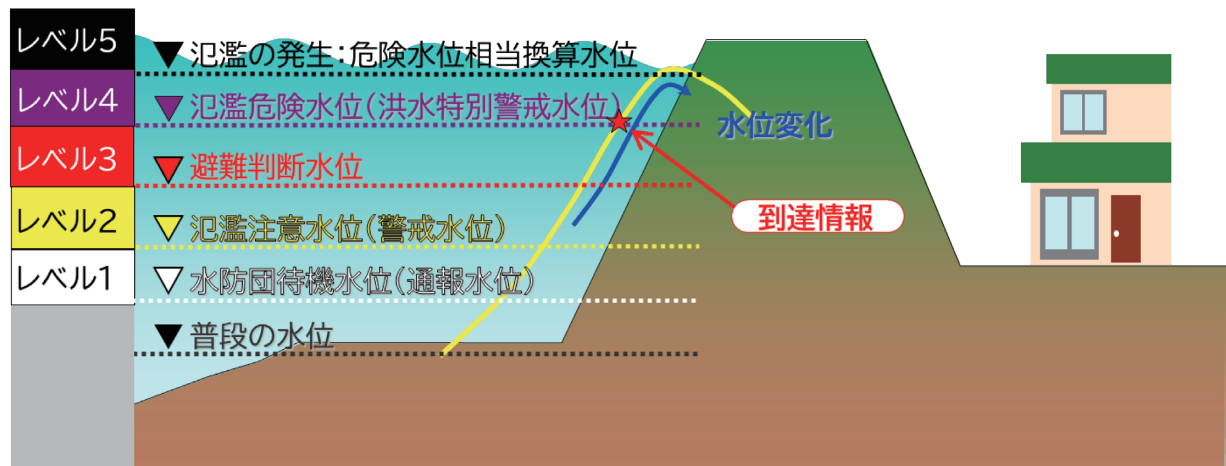
県内 88 基設置済
（令和6年度末）

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の設定及び通知

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、避難行動の参考とする水位です。市町長が発令する避難指示等や、住民の迅速な避難行動に役立てることを目的として、三重県が管理する河川のうち、知事が洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川として指定した河川（水位周知河川）にて設定しています。

水位周知河川の水位が**氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）**に達した場合は、河川管理者から関係行政機関に通知しています（県管理河川 38 河川 43 箇所）。また、各河川の水位情報については国土交通省が運用している「川の防災情報」などによりリアルタイムに水位情報を発信し、住民への周知に努めています。

警戒レベル



（ ）内は水防法上の呼称

氾濫の発生 レベル5

- ・市町村長が警戒レベル 5「緊急安全確保」を発令する判断材料となる水位
- ・災害がすでに発生していることを示す目安の水位

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） レベル4

- ・市町村長が警戒レベル 4「避難指示」を発令する目安となる水位
- ・危険な場所からの避難が必要とされる目安の水位

避難判断水位 レベル3

- ・市町村長が警戒レベル 3「高齢者等避難」を発令する目安となる水位
- ・高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる目安の水位

氾濫注意水位（警戒水位） レベル2

- ・避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当する水位
- ・水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位

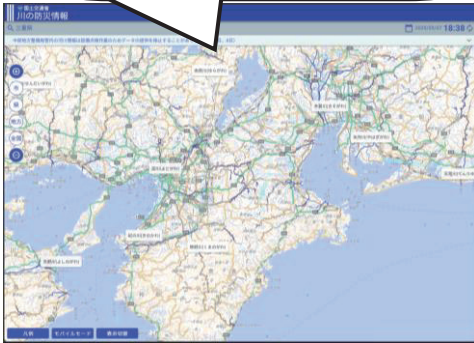
水防団待機水位（通報水位） レベル1

- ・水防団が水防活動のため待機する目安の水位

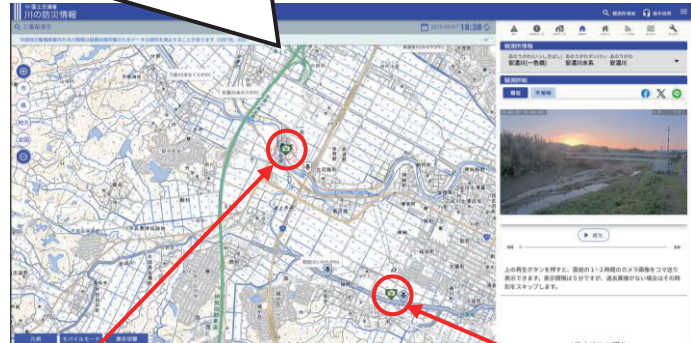
川の防災情報

「水位計（従来型）」「危機管理型水位計」の水位情報や「簡易型河川監視カメラ」の画像は、国土交通省のwebサイト「川の防災情報」で確認することができます。

webサイト「川の防災情報」
を検索し、見たい地域を拡大



見たい水位計やカメラのアイコンを選択



簡易型河川監視カメラ



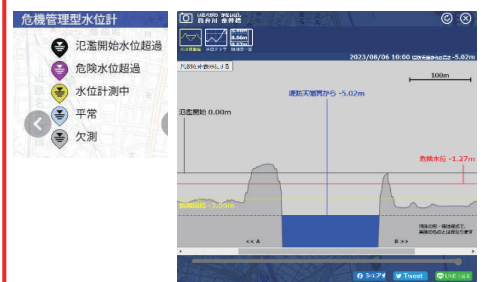
平常時

出水時

再生ボタンを押すと、直前の1～2時間のカメラ画像を5分間隔でコマ送り表示できるため、水位の変動を確認することができます。



危機管理型水位計



「川の防災情報」



水門等遠隔監視制御システム

排水機場や大型水門等の河川管理施設に水門等遠隔監視制御システムを整備することで、監視カメラによる流況の把握ができ、災害時に迅速な対応が行えます。



水門等遠隔監視制御システム



横川防潮水門
＜津市＞

洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ

■洪水浸水想定区域図とは

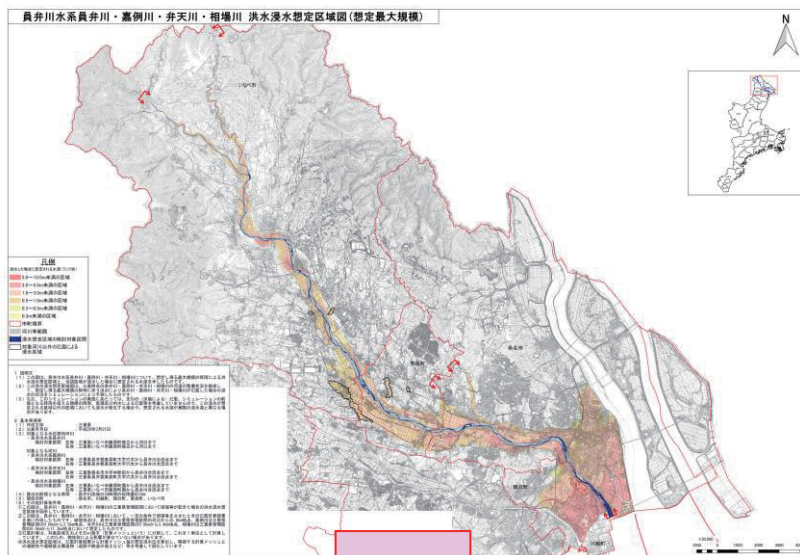
想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定します。指定区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表することで、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図ります。

令和4年7月26日、三重県内のすべての県管理河川（546 河川）について洪水浸水想定区域図を作成・公表しました。

■洪水ハザードマップとは

洪水浸水想定区域図に、洪水予報の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難確保に必要な事項等を記載したものが洪水ハザードマップです。

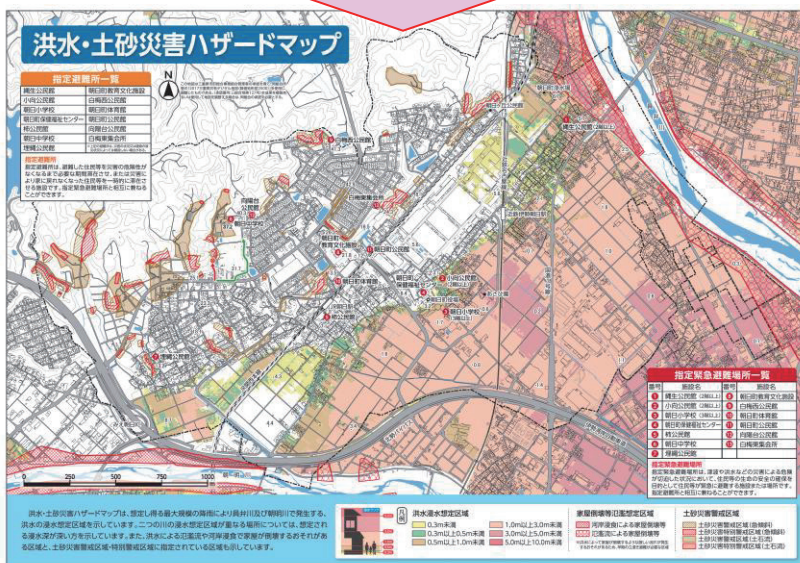
洪水ハザードマップは市町が作成しており、印刷物の配布やウェブサイト掲載等により住民へ周知しています。河川管理者（三重県、国）は浸水範囲等の基礎データの提供や技術的な助言等で協力しています。作成された洪水ハザードマップは、各市町のウェブサイトだけでなく、ハザードマップポータルサイトでも確認できます。



洪水浸水想定区域図

（三重県・国作成）

浸水想定区域図
三重県HP



洪水ハザードマップ

（県内市町作成）

ハザードマップ
ポータルサイト



防災みえ.jp・みえ防災ナビ

■防災みえ.jp とは



三重県では、県内の「雨量」「水位」「ダム」等の情報を、国土交通省と共同でリアルタイム提供しています。これらの情報は、国土交通省の「川の防災情報」で閲覧できるとともに、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」からも閲覧することができます。

■みえ防災ナビとは

三重県では、今後発生が予想される、南海トラフ地震などに備え、県民の皆さんや旅行や出張などで県内にお越しになる方の避難を支援するための各種防災情報を提供する三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」を令和 6 年 11 月に運用開始しました。



スマートフォン向け 三重県公式防災アプリ

みえ防災ナビ

備えること、いまできること



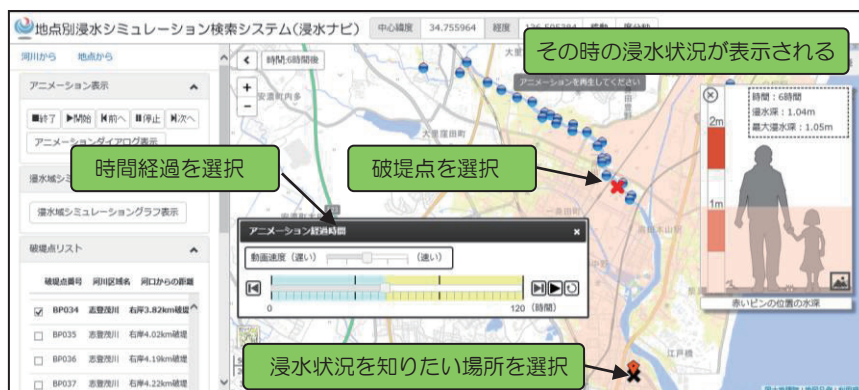
三重県防災対策部 地域防災推進課 TEL:059-224-2185

※アプリのダウンロードやご利用におき
通称は、ご利用者の負担となりま

浸水ナビ



浸水ナビは、洪水浸水想定区域図を電子地図上に表示するシステムです。三重県内の洪水浸水想定区域図は、浸水ナビに登録されており、堤防決壊が想定される地点（破堤点）や堤防が決壊した後、どこが・いつ・どのくらい浸水するか、の変化をアニメーションやグラフで見ることができます。



私たちもできる流域治水



水災害リスクの自分事化

激甚化・頻発化する水災害から命を守り、被害を最小化するためには、住民自ら水災害リスクを認識し、自分事として捉えることが重要となります。

住民自らが主体的に行動することで、流域治水の取組を推進していきましょう。



流域治水を推進する上で、自分事と捉えることが課題

※水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会 配布資料から引用

県民の
皆さんへ

こんなことも流域治水です！

一人ひとりの小さな行動も流域全体で行えば、効果を発揮します。
大雨の際、みんなで川に流れ込む水の量を少しでも減らし、被害を最小限にとどめましょう。

●お風呂の水を流すのをちょっと待つ

大雨の時は、お風呂の水を流すのを少し待って、ためておくのも流域治水です。



●雨水をためて庭の水まきに

雨どいから流れ落ちる水をバケツにためておき、晴れてから庭の水まきに利用することも流域治水です。



●庭の土や植物、池も役立ちます

降った雨が庭の土や植物、池に、自然にたまることも流域治水になります。



流域治水の広報活動

流域治水の取組を広く県民の皆様にご覧いただくことを目的として、あらゆる媒体を活用した広報活動に取り組んでいます。

◆県広報誌や新聞、テレビ、ラジオの活用



◆県施設や大学での流域治水パネル展示



◆出前授業



出前授業による啓発: 令和7年8月31日



◆SNSによる防災情報の発信



インフラツーリズム



三重県では、災害が激甚化・甚大化するなか、県民にインフラや公共事業の役割・重要性を知っていただくとともに、地域活性化を図るため、インフラそのものを観光資源として活用する「インフラツーリズム」に取り組んでいます。

■ダムカード

ダムカードとは、ダムのことをより知っていただくために、ダムを訪問した方に配布しているものです。全国で統一されたデザインになっており、表面はダムの写真、裏面にはダムの基本的な情報や、そのダムのこだわり情報を掲載しています。三重県では、県が管理する君ヶ野ダム、宮川ダム、滝川ダム、そして現在建設中の鳥羽河内ダムで配布しています。

ダムカード
国土交通省 HP



DAM-DATA

所在地：三重県多気郡大台町
河川名：宮川水系宮川
型式：重力式コンクリートダム
ゲート：ローラーゲート×3門
円形多段式ゲート×1条
ジェットフローゲート×1条
フィクストコンバルブ×1条
コンバルブ×1条
堤高・堤頂長：88.5m・231.0m
総貯水容量：7,050万m³
管理者：三重県
本体着工/完成年：1953/1957年

詳しいデータはこちら <https://www.pref.mie.lg.jp/MKENSET/HP/dam/>

ランダム情報

宮川流域の治水対策と伊勢市他4町4,700ヘクタールの耕地に不特定かんがい用水をダムから供給しています。また、ダムに貯留された水は水力発電所に供給され、宮川第一発電所、第二発電所で最大54,200キロワットの電力を生み出しています。

こだわり技術

宮川の源流は日本有数の多雨地帯である大台ヶ原に発します。平成16年の台風21号による豪雨の際には、ダムの計画洪水量2,500m³/sを大幅に上回る4,011m³の流入量を記録し、約2,530万m³(ナゴヤドーム[125万m³]約20杯分)の水をダムに貯留しました。

■鳥羽河内ダムカレー

ダムカレーとは、ダムをモチーフにしたカレーライスのことです。堰堤を米、貯水池をカレールーで表現したものです。この取り組みは全国で行われており、三重県では建設中のダムの目的周知や魅力発信のため、鳥羽河内ダムカレーを、令和6年10月より鳥羽市、志摩市の店舗で提供していただいています。店舗は時期によって変更される場合があるため、三重県のダムのウェブサイトをご参照ください。



ダム
三重県 HP



■君ヶ野ダムライトアップ実証実験

君ヶ野ダムにおいては、令和 5 年及び令和 6 年に、建設業やインフラの魅力発信、並びに地域観光の振興を目的として、ライトアップの実証実験を実施しました。

令和 6 年には、さらに地域連携を深めるため、津市と協力し、美杉町内にある北畠神社のライトアップとの共同開催、ダムに隣接する市営レストランでのライトアップ及び夜間営業などの取り組みを行いました。加えて、集客力の向上やダムの役割周知を図るため、来場者には通常版のダムカードに加え、限定配布のライトアップ版カードを配布するとともに、市営レストランの利用者には缶バッジを進呈しました。

3 日間で延べ 415 名が来場していただき、好評をいただきました。



君ヶ野ダムライトアップ



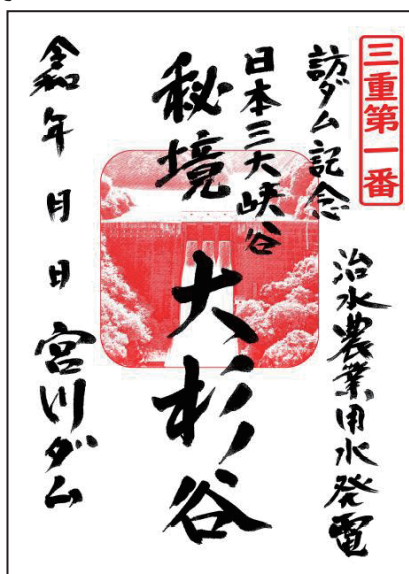
限定カードと缶バッジ

■三重県ダム二十一所巡り

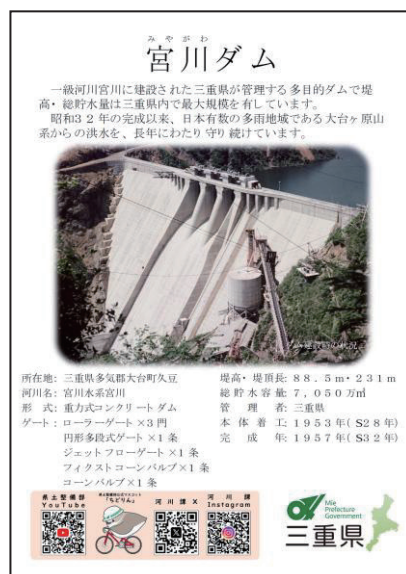
三重県内の 21 ダムで、それぞれのダム管理者と協力しながら、ダム印の配布を予定しています。これは、三重県で活躍するダムの役割を多くの方に知っていただくこと、県内全域のダムを巡り地域の歴史・文化に触れていただくこと、そして地域の観光振興につなげることを目的としています。

配布期間は令和 7 年 11 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日を予定しています。

ダム印の例



表面

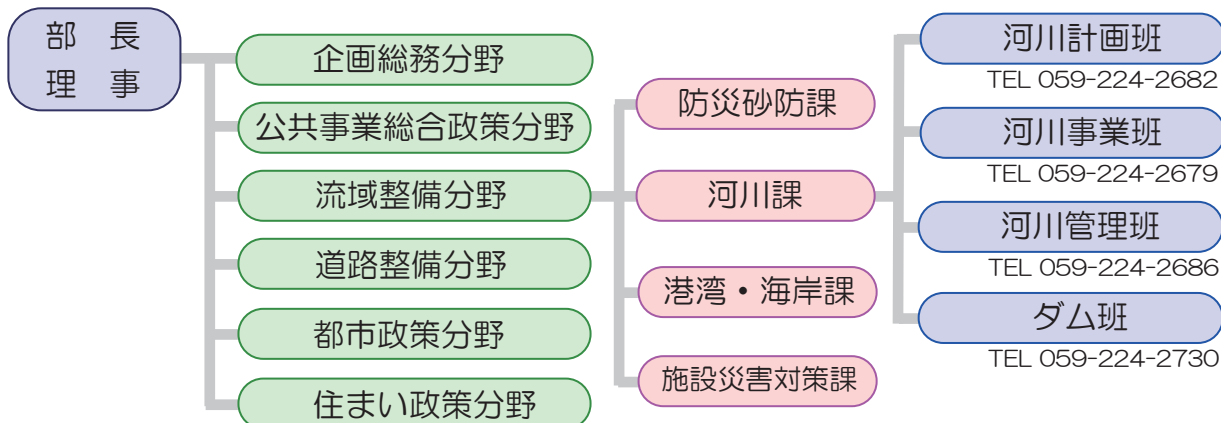


裏面

県土整備部の組織（概要）



三重県県土整備部では、分野ごとに各業務を担う課が設置され、河川の計画・整備・管理・県管理ダム等については河川課が担当しています。



■ 河川課 事務分掌の概要

河川計画班

- ・河川整備基本方針及び河川整備計画に関すること
- ・直轄河川事業負担金に関すること
- ・洪水浸水想定区域図に関すること
- ・流域治水に関すること
- ・特定都市河川の指定に関すること

河川事業班

- ・県管理河川の河川改修事業に関すること
- ・市町管理河川の河川改修事業の支援・指導に関すること

河川管理班

- ・河川法の施行に関すること
- ・県管理河川の維持管理に関すること
- ・運河法の施行に関すること（河川区域に係るものに限る）
- ・公有水面埋立法の施行に関すること（河川区域に係るものに限る）
- ・砂利採取法の施行に関すること（河川区域に係るものに限る）
- ・特定都市河川浸水被害対策法の施行に関すること（指定に関するものを除く）

ダム班

- ・ダムの建設及びダムの維持管理に関すること

■ 河川に関係する他課の事務分掌の概要

防災砂防課（砂防班、砂防管理班）

059-224-2697 059-224-2705

- ・砂防事業、地すべり・急傾斜対策事業、砂防災緊急事業に関すること
- ・土砂災害防止法に基づく基礎調査、区域の指定、土砂災害の警戒情報に関すること
- ・砂防法、地すべり等防止法の施行に関すること

港湾・海岸課（港湾整備班、海岸整備班、港湾海岸管理班）

059-224-2691 059-224-2690 059-224-2700

- ・海岸整備事業に関すること
- ・海岸法の施行に関すること（他部の所管に属するものを除く）

施設災害対策課 (施設災害対策班、水防対策班)

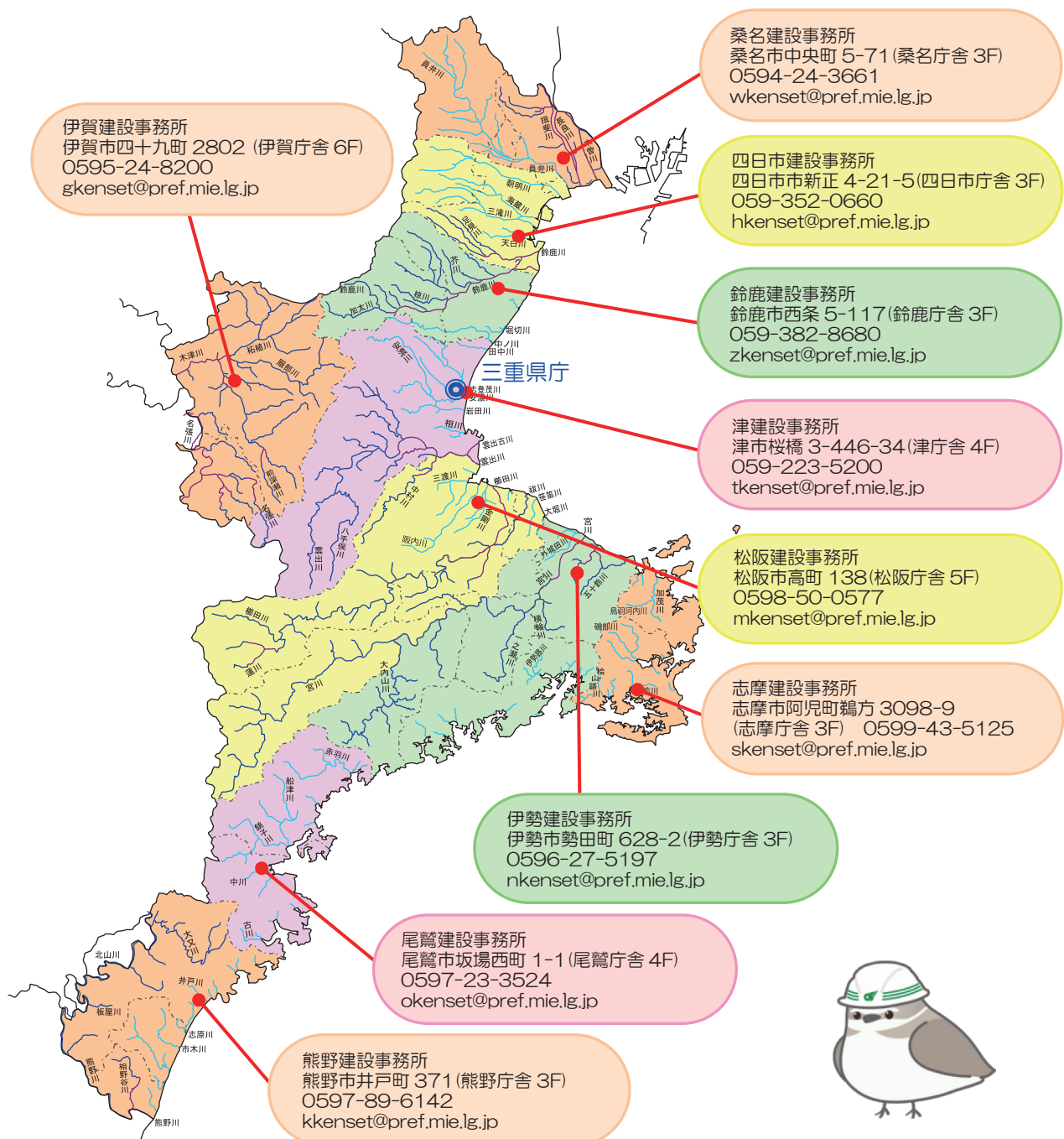
059-224-2683

059-224-2674

- ・公共土木施設災害復旧事業に関すること
- ・水防法に関すること
- ・防災に関する部内の総合調整に関すること

■ 県土整備部 地域機関

三重県県土整備部では、各地域に設置された建設事務所が地域ごとの業務を行っています。地域機関は、調査・設計・工事等の発注および監督業務、施設の維持管理業務、用地取得にかかる業務、建築・県営住宅等にかかる業務、その他の窓口業務などを担当しています。



関連用語の解説

1. 河川一般

【流域（りゅういき）】

降雨や降雪が、その河川に流入する全範囲（地域）のこと。

【水系（すいけい）】

同じ流域内にある河川や関連する湖沼を総称して水系と呼ぶ。

【本川（ほんせん）】

同一の水系内で流量や長さなどが最も重要と考えられる河川。

【支川（しせん）】

本川に合流する河川。本線に直接合流する河川を「一次支川」、一次支川に合流する河川を「二次支川」というふうに次数により区別することがある。

【派川（はせん）】

本川等から分かれて流れる河川。

【放水路（放水路）】

河川の途中から人工的に開削し、直接海や他の河川に放流する水路。

【捷水路（しょうすいろ）】

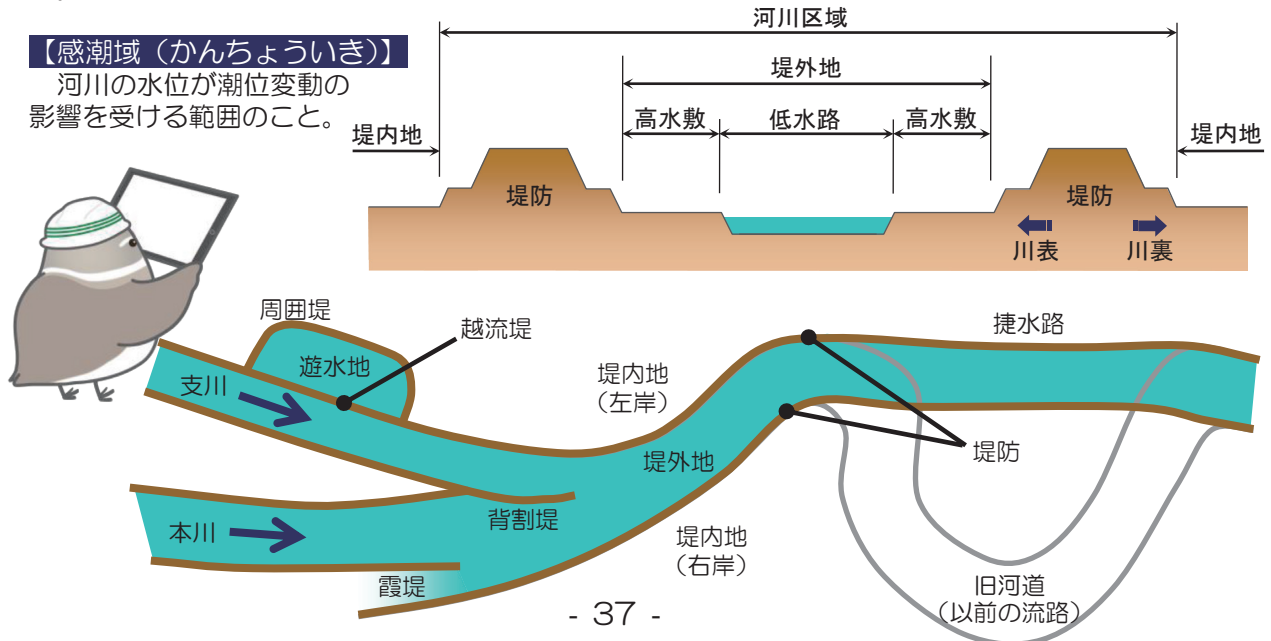
河川の湾曲部を直線化して流下能力を増加させた水路。

【河川管理施設（かせんかんりしせつ）】

河川管理者が管理する河川構造物（堤防、護岸、ダム、水門等）を言い、河川管理者以外の者が河川管理者の許可を受けて設置する工作物（橋梁や農業用取水堰等）を許可工作物という。

【感潮域（かんちょういき）】

河川の水位が潮位変動の影響を受ける範囲のこと。



2. 河川構造物等

【堤防（ていぼう）】

人家等のある地域に河川の水が浸入しないように、河川に沿って土砂等を盛り上げた治水構造物。一般に土手とも呼ばれる。

【右岸、左岸（うがん、さがん）】

河川を上流から下流に向かって眺めたとき、河川の右側を右岸、左側を左岸という。

【川表、川裏（かわおもて、かわうら）】

堤防を境にして、水が流れている方を川表、住居等がある方を川裏という。

【河川区域（かせんくいき）】

流水部や堤防・樋門など、河川としての役割を持つ区域と河川を管理するうえで必要となる箇所を河川区域という。河川区域は洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、ここでは河川法が適用される。

【堤内地、堤外地（ていないち、ていがいち）】

堤防によって保護されている区域を堤内地、堤防にはさまれて水が流れる部分を堤外地という。

【高水敷（こうすいじき）】

堤外地の常に水が流れている部分（低水路）よりも一段高くなった敷地。

【遊水地（ゆうすいち）】

洪水を一時的に貯留し、流量を減少させるために設けた区域。遊水“池”ではなく“地”。

【排水機場（はいすいきじょう）】

洪水時に樋門などを閉じたとき、ポンプによって堤内地側に降った雨水を川へくみ出す施設。

【樋門（ひもん）・樋管（ひかん）】

用水の取水や堤内地に溜まった水を排除するために堤防を横切ってつくられた暗渠（水路）。洪水時には水路に付けられたゲートが閉められ堤防と一体となって堤内地側に洪水が流入することを防ぐ。

【堰（せき）】

主に、農業・工業・水道・発電等に利用するための水を河川から取水するための施設。頭首工、取水堰とも呼ばれる。海水の遡上を防止するために設置されることもある。水位や流量を調整するためゲート等の施設を有するものを可動堰と言い、無いものを固定堰という。

【床止め（とこどめ）】

流水の作用で土砂が流出することを防止し、河床を安定させるために設けられる施設。床固め、帯工と呼ばれることもある。床止めに落差がある場合、落差工と呼ぶ。

【築堤（ちくてい）】

堤防を築造すること。

【引堤（ひきてい）】

堤防間の河川断面を増加させるため、あるいは堤防法線を修正するため、堤内地側に堤防を新築し、旧堤防を撤去すること。

【河床掘削（かしょうくっさく）】

河川断面を増加させるため、あるいは堆積した土砂を撤去するために、川底を掘り下げること。

【覆土（ふくど）】

植生の復元や景観の向上のため、護岸等を土砂などで覆うこと。

3. 河川計画

【河川整備基本方針

（かせんせいびきほんほうしん）】

河川法に規定され、流域毎に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を記述するもので、整備の考え方を記述するものです。長期的な観点から、基本高水、計画高水流量配分等の抽象的な事項を定める。

【河川整備計画（かせんせいびけいかく）】

河川整備基本方針に沿って、流域の管理者毎におおむね 20～30 年の間に実施する具体の整備内容を定めるもの。

【基本高水流量

（きほんたかみず（こうすい）りゅうりょう）】

ダムなどの人工的な施設での調節を行わずに、流域に降った計画規模の降雨がそのまま河川に流れ出た場合の河川流量。

【計画高水流量

（けいかくたかみず（こうすい）りゅうりょう）】

基本高水流量からダムや遊水地などの洪水調整施設での調整流量を差し引いた河川流量。

【流下能力（りゅうかのうりょく）】

河川に、どの程度の洪水を安全に流すことができるかを示すもの。

〔類似用語〕

現況流下能力：現在の河川の整備状況、河川の状態で、どの程度の洪水を安全に流すことができるかを示すもの。

【計画雨量・計画降雨

（けいかくうりょう・けいかくこうう）】

河川の計画に用いる降雨量のこと。通常、雨の規模と継続時間によって表現される。計画雨量の規模は年超過確率または、相当する過去の実績降雨で表現されることが多い。

（例：1/30 の確率の降雨、平成 16 年 9 月〇〇日豪雨相当の降雨）

【基準地点（きじゅんちてん）】

治水または利水の計画上、河川の管理を行うために基準とする地点のこと。通常は 1 水系につき 1 箇所の基準点が定められる。

【流域治水（りゅういきちすい）】

流域内に降り、流出する雨水の処理をダムや河川改修のみに頼るのではなく、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させるなどして流出する水量を減少させたり、都市計画や下水道事業等と連携するなど、総合的に実施する治水のこと。

4. 防災・水防

【洪水（こうすい）】

一般には川から水があふれ、氾濫することを洪水と呼ぶが、河川管理上は、流域に大雨が降ることなどによって、河川を流れる水量が通常時よりも大幅に増加する現象を指す。

【治水（ちすい）】

河川の氾濫、高潮等から生命や財産、社会資本基盤を守るために洪水を制御すること。

【水防活動（すいぼうかつどう）】

河川などの巡視や洪水などの被害を未然に防止・軽減するために行う活動のこと。

【破堤（はてい）】

堤防が壊れて川の水が堤内地に流れ出すこと。

【洗掘（せんくつ）】

激しい川の流れや波浪などにより、堤防の表法面や、河岸、河床の土砂が削り取られること。

【越水（えっすい）】

増水した河川の水が堤防の高さを越えてあふれ出すこと。

【内水氾濫（ないすいはんらん）】

洪水時に河川の水位が上昇することなどによって堤内地の排水が困難になって生じる湛水のこと。

【超過洪水（ちょうかこうずい）】

治水計画を作成した時に、対策の目標とした洪水の規模（計画規模）を超える恐れのある洪水のこと。

【氾濫危険水位（はんらんきげんすい）】

氾濫等のおそれが生じる場合に備え、あらかじめ定めた河川の基準水位のこと。降雨の状況によっては河川が氾濫する恐れがある際に、避難の参考となる水位。

【洪水ハザードマップ

（こうずいはざーどまっぷ）】

河川の氾濫による浸水被害を予測し、浸水範囲を地図化したものに浸水深や避難場所などの情報を図示し、的確な避難に役立てようとするもの。

5. 利水・環境

【正常流量（せいじょうりゅうりょう）】

景観・動植物の保護・清潔の保持・舟運・塩害の防止・河口閉塞の防止・漁業・河川管理などの河川の正常な流水の維持に必要な流量と、水利権に必要な流量を満足する河川の流量のこと。

【渇水流量（かつすいりゅうりょう）】

年間を通じて 355 日はこの値を下回らない流量のこと。

【低水流量（ていすいりゅうりょう）】

年間を通じて 275 日はこの値を下回らない流量のこと。

【利水（りすい）】

生活、農業、工業などのために水を利用すること。

【許可水利権（きょかすいりけん）】

河川法第 23 条において「河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない」とされており、この規定により許可された流水の占有の権利のこと。

【灌漑（かんがい）】

必要な時期に必要な水量を農作物に供給するために、農業用水を合理的に圃場等の耕作地に引くこと。

【汽水域（きすいいき）】

汽水（河川などから流出する淡水と海洋の海水とが混合して形成される中間的な塩分濃度の水体）が恒常的に、あるいは季節的に存在する河川や内湾の範囲のこと。

【滞筋（みおすじ）】

平時に主に河川の水が流れている道筋の部分のこと。

【瀬（せ）】

河川の中でも流れが速く水深の浅い場所のこと。比較的波立ちが少なく平穏なところを平瀬、流れが早く波立っているところを早瀬と呼ぶ。瀬は水深が浅く、川底まで日光が良く届くため藻類が育ち、水生昆虫や魚類の餌場となる。

【淵（ふち）】

河川の中でも流れが遅く水深の深い場所のこと。河川の蛇行区間や巨石の周辺、滝の下流などで川底が深くえぐられることによってできる。流れが緩やかで深い淵は魚類の休憩場所や、ナマズなどの棲みかになる。

【エコトーン（エコトーン）】

二つの異質な生息環境が隣接しており、その境界部に環境諸条件の連続的な変化があり、それに伴って植物群落や動物群集の移りゆきが見られる場所のこと。陸域と水域の境界になる水際（みずぎわ）等を指す。移行帯または推移帯とも呼ばれる。

【親水性（しんすいせい）】

水辺が人々に親しみを感じられるようになっていること。水や水辺と触れ合える機能のこと。

【BOD（ビーオーでいー）】

微生物が水中の有機物（主に生活排水等の汚れ）を分解したときに消費する酸素量のこと。河川の水質汚濁の指標の一つである。水質汚濁が進んで有機物が多い水の中では有機物の分解にたくさんの酸素を消費するため、BOD の値が高くなる。

【環境基準（かんきょうきじゅん）】

環境基本法第 16 条に基づき河川毎に設定された生活環境の保全に関する基準のこと。AA 類型で BOD1.0mg/l 以下、A 類型で BOD2.0mg/l 以下、B 類型で BOD3.0mg/l 以下、C 類型で BOD5.0mg/l 以下となる。



国土交通省管理河川（直轄区間）の景色



なばなの里
(長良川：桑名市)



鈴鹿スカイフェスタ
(鈴鹿川：鈴鹿市)



近鉄 中川デルタ線
(中村川：松阪市)



奥香肌湖／蓮ダム湖
(蓮川：松阪市)



伊勢神宮奉納全国花火大会
(宮川：伊勢市)



岩倉峡
(木津川：伊賀市)



熊野古道 川の参詣道／三反帆
(熊野川：紀宝町)

なばなの里、岩倉峡 写真提供：三重フォトギャラリー

鈴鹿スカイフェスタ、熊野古道 川の参詣道／三反帆

写真提供：三重県観光連盟

奥香肌湖／蓮ダム湖 写真提供：photo AC

伊勢神宮奉納全国花火大会 写真提供：伊勢志摩観光ナビ

近鉄 中川デルタ線 写真提供：市野 太介 氏

裏表紙、p.34 君ヶ野ダムライトアップ 写真提供：中森 康介 氏

君ヶ野ダムライトアップ (八手俣川：津市)



河川課ダム班キャラクター
「カイリくん」

河川課ダム班キャラクター
「メネちゃん」



編集発行

令和7年10月

三重県 県土整備部 河川課
〒514-8570 津市広明町13

電話 (059) 224-2682 FAX (059) 224-2684 e-mail: kasen@pref.mie.lg.jp

河川課 HP



河川課 三重県県土整備部

@mie_kendo_kasen @mie_kendoseibi



河川課 三重県県土整備部

@mie_kendo_kasen @mie_kendoseibi



三重県県土整備部

@mie_kendoseibi

